

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
1	許可を受けずに火薬類の製造の業を営んだ場合（法第3条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第1号，第62条）						
2	許可を受けずに火薬類の製造をした場合（法第4条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第2号，第62条）						
3	許可を受けずに火薬類の販売営業をした場合（法第5条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第3号，第62条）						
4	製造業者又は販売業者が欠格事由に該当するに至ったとき（法第6条第2号，第3号，第4号）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第7号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第7号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第62条）		

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
5	正当な理由なく火薬類の製造業又は販売業を1年以内に開始せず，又は1年以上引き続き休止している場合（法第8条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第8条）						
6	製造施設又は製造方法が技術上の基準に適合していないと認める場合（法第9条第1項，第2項）	災害を発生させ，又は公共の安全を害したときに必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第1号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第1号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第60条第1号，第62条）		
		是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で基準適合命令により対処する必要があると認める場合	基準適合命令（法第9条第3項）	基準適合命令違反で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第6号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第6号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第60条第1号，第62条）

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
7	許可を受けずに製造施設の位置、構造若しくは設備の変更工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更した場合（法第10条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第3号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第3号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号、第59条第1号、第62条）		
8	製造施設の軽微な変更の工事の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第10条第2項）	是正指導によっても届出しない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号、第62条）						
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号、第62条）						
9	火薬類の貯蔵を火薬庫において行っていない場合（法第11条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第2号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第2号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号、第59条第2号、第62条）		

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
10	火薬類の貯蔵が技術上の基準に適合していないと認める場合（法第11条第2項）	災害を発生させ、又は公共の安全を害したときに必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第1号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第1号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第60条第1号，第62条）		
		是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で基準適合命令により対処する必要があると認める場合	基準適合命令（法第11条第3項）	基準適合命令違反で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第6号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第6号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第60条第1号，第62条）
11	許可を受けずに火薬庫を設置し，移転し，又はその構造若しくは設備を変更した場合（法第12条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第3号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第3号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第59条第3号，第62条）		

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
12	火薬庫の軽微な変更の工事の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 (法第12条第2項)	是正指導によっても届出しない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号、第62条）						
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号、第62条）						
13	火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第12条の2第2項）	是正指導によっても届出しない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号、第62条）						
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号、第62条）						
14	製造業者又は販売業者が自己の用に供する火薬庫を所有せず、又は占有していない場合 (法第13条本文)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第2号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第2号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号、第59条第2号、第62条）		

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
15	火薬庫が技術上の基準に適合していないと認める場合（法第14条第1項）	災害を発生させ、又は公共の安全を害したときに必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第1号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第1号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第60条第1号，第62条）		
		是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で基準適合命令により対処する必要があると認める場合	基準適合命令（法第14条第2項）	基準適合命令違反で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第6号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第6号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第60条第1号，第62条）
16	製造施設又は火薬庫の許可又は変更許可を受けた者が，完成検査を受けずに当該施設又は火薬庫を使用している場合（法第15条第1項，第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第4号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第4号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第59条第2号，第62条）		

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
17	製造業者又は販売業者が、その営業の全部又は一部を廃止し、又は火薬庫の用途を廃止した届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第16条第1項、第2項）	是正指導によっても届出しない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号、第62条）						
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号、第62条）						
18	許可を受けずに火薬類を譲り渡し、又は譲り受けた場合（法第17条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第59条第4号、第62条）						
19	許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認める場合（法第17条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告（引渡し前に限る）	警告事項不履行で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第17条第3項）						

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
20	譲受人が法第 17 条第 1 項各号の一に該当することの確認又は譲受許可証の呈示を受けずに火薬類を製造業者又は販売業者が譲渡した場合（法第 17 条第 5 項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第 60 条第 1 号，第 62 条）						
21	事業者が火薬類の行商又は露店その他屋外で火薬類を販売した場合（法第 18 条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第 44 条第 2 号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第 44 条第 2 号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第 58 条第 5 号，第 59 条第 2 号，第 62 条）		
22	荷送人が公安委員会に届出を行わずに火薬類を運搬した場合（法第 19 条第 1 項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第 44 条第 2 号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第 44 条第 2 号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第 58 条第 5 号，第 62 条）		

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
23	法第21条各号の規定以外に火薬類を所持している場合（法第21条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第59条第2号，第62条）						
24	火薬類の残量があるときに，遅滞なくその火薬類を譲り渡し，又は廃棄しなかった場合（法第22条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第60条第1号，第62条）						
25	18歳未満の者が火薬類の取扱いをした場合（法第23条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第60条第1号，第62条）						
26	事業者が18歳未満の者又は心身の障害による火薬類の取扱いの制限を受ける者に火薬類の取扱いをさせた場合（法第23条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第2号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第2号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第59条第2号，第62条）		

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
27	許可を受けずに火薬類を爆発させ、又は燃焼させた場合（法第25条第1項本文）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第59条第5号、第62条）						
28	許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認める場合（法第25条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（爆発又は燃焼前に限る。法第25条第3項）						
29	火薬類の爆発又は燃焼が技術上の基準に適合していないと認める場合（法第26条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合（爆発又は燃焼中）	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第60条第1号、第62条）						
30	許可を受けずに火薬類を廃棄した場合（法第27条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合（廃棄中）	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第3号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第3号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号、第59条第5号の2、第62条）		

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
31	火薬類の廃棄が技術上の基準に適合していないと認める場合（法第27条の2）	災害を発生させ、又は公共の安全を害したときに必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第1号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第1号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第60条第1号，第62条）		
		是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第60条第1号，第62条）						
32	危害予防規程の認可を受けないで火薬類の製造をした場合（法第28条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第59条第6号，第62条）						
33	製造施設の軽微変更工事に伴い必要となった危害予防規程変更の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合（法第28条第2項）	是正指導によっても届出しない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号の2，第62条）						
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号の2，第62条）						

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
34	災害の発生の防止のため、危害予防規程の変更が必要であると認める場合（法第28条第4項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で危害予防規程変更命令により対処する必要があると認める場合	危害予防規程変更命令（法第28条第4項）	危害予防規程変更命令違反で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第6号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第6号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第62条）
35	保安教育計画の認可を受けずに火薬類の製造，販売又は消費をした場合（法第29条第1項，第5項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第59条第6号の2，第62条）						
36	製造業者又は販売業者が認可を受けた保安教育計画を忠実に実行していないと認める場合（法第29条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第2号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第2号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第62条）		

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
37	製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は火薬類を消費する者が、製造保安責任者等を選任せず、又は製造保安責任者等にその職務を行わせていないと認める場合（法第30条第1項、第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第2号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第2号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号、第59条第2号、第62条）		
38	製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は火薬類を消費する者が、製造保安責任者若しくは製造副保安責任者又は取扱保安責任者若しくは取扱副保安責任者の選解任の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第30条第3項）	是正指導によっても届出しない場合	警告	警告事項不履行で告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号、第62条）						
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号、第62条）						

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
39	製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は火薬類を消費する者が、製造保安責任者若しくは取扱保安責任者の代理者の選任をせず、又は製造保安責任者若しくは取扱保安責任者がその職務を行うことができない場合に代行させないとき（法第33条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第59条第2号、第62条）						
40	製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は火薬類を消費する者が、製造保安責任者若しくは取扱保安責任者の代理者の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第33条第2項）	是正指導によっても届出しない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号、第62条）						
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号、第62条）						

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
41	製造保安責任者若しくはその代理者、製造副保安責任者又は取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者が、法令の規定に違反した場合又は保安上その職務を遂行させることが不適当であると認める場合（法第34条第1項、第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で製造保安責任者等解任命令により対処する必要があると認める場合	製造保安責任者等解任命令（法第34条第1項、第2項）	解任命令違反で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第6号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第6号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号、第62条）
42	法第35条に規定する保安検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした場合（法第35条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第5号、第62条）						

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
43	定期に保安のための自主検査を行わずに火薬庫等を使用している場合 (法第35条の2第1項)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第2号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第2号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第62条）		
44	定期自主検査の計画についての届出をせず，又は虚偽の届出をした場合 (法第35条の2第2項)	是正指導によっても届出されない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号，第62条）						
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第4号，第62条）						
45	定期自主検査を終了した旨の報告をせず，又は虚偽の報告をした場合 (法第35条の2第3項)	是正指導によっても報告しない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第3号，第62条）						
		虚偽の報告をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第3号，第62条）						

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
46	製造後一定期間を経過した火薬類に対し、安定度試験を実施しなかった場合（法第36条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第5号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第5号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第59条第7号，第62条）		
47	安定度試験の実施結果の報告をせず，又は虚偽の報告をした場合（法第36条第1項）	是正指導によっても報告しない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第3号，第62条）						
		虚偽の報告をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第3号，第62条）						
48	災害の防止のため必要があると認める場合であって，安定度試験を実施しないとき（法第36条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で試験実施命令により対処する必要があると認める場合	試験実施命令（法第36条第2項）	試験実施命令違反で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第6号）	事業停止命令違反で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第6号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第62条）

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
49	安定度試験の結果，技術上の基準に適合しない火薬類を廃棄しない場合（法第37条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第59条第2号，第62条）						
50	火薬類を他の物と混包し，又は偽装し，これを所持し，運搬し，若しくは託送したと認める場合（法第38条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第2号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第2号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号，第59条第2号，第62条）		
51	製造所又は火薬庫において指定された場所以外で喫煙し，又は火気を取り扱った場合（法第40条1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	警告事項不履行で告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第60条第1号，第62条）						

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
52	製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者の承諾を得ないで、発火しやすい物を携帯して火薬類の製造所又は火薬庫に立ち入った場合（法第40条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第60条第1号、第62条）						
53	製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者及び経済産業省令で定める数量以上の火薬類を消費する者が、火薬類の製造、販売、出納又は消費について帳簿に記載せず、又はその帳簿を保存していない場合（法第41条第1項、第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第2号、第62条）						

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
54	火薬類による災害を防止し、公共の安全の維持をはかるため必要があると認める場合の報告の徴収に対し、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合(法第42条)	報告の求めに応じない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第3号、第62条）						
		虚偽の報告をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第3号、第62条）						
55	法第43条第1項に定める検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、関係者への質問に対し陳述をせず、又は虚偽の答弁をした場合（法第43条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第5号、第62条）						
		虚偽の答弁をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第5号、第62条）						

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
56	災害の発生防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるとき（法第45条第1号、第2号）	災害の発生防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認める場合	緊急措置命令（法第45条第1号、第2号）	緊急措置命令違反で事業停止命令により対処する必要があると認める場合	事業停止命令（法第44条第6号）	事業停止命令違反で許可の取消しにより対処する必要があると認める場合	許可の取消し（法第44条第6号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第58条第5号、第59条第8号、第62条）		
57	災害の発生防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるとき（法第45条第3号、第4号）	災害の発生防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認める場合	緊急措置命令（法第45条第3号、第4号）	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第59条第8号、第62条）						
58	火薬類による災害が発生した場合の報告の徴収に対し、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合（法第46条第2項）	報告の求めに応じない場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第3号、第62条）						
		虚偽の報告をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要があると認める場合	告発（法第61条第3号、第62条）						

	違 反 項 目	第 1 次 措 置		第 2 次 措 置		第 3 次 措 置		第 4 次 措 置		第 5 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
59	火薬類による爆発 その他の災害が発 生したときに、そ の現状を変更した 場合(法第47条)	是正指導に よっても必 要な措置が 講じられな い場合	警告	告発により 対処する必 要があると 認める場合	告発(法第 60条第1 号, 第62 条)						
60	許可の条件に違反 したと認める場合 (法第48条第1 項)	是正指導に よっても必 要な措置が 講じられな い場合	警告	警告事項不 履行で事業 停止命令に より対処す る必要があ ると認める 場合	事業停止命 令(法第4 4条第8 号)	事業停止命 令違反で許 可の取消し により対処 する必要が あると認め る場合	許可の取消 し(法第4 4条第8 号)	告発により 対処する必 要があると 認める場合	告発(法第 58条第5 号, 第60 条第4号, 第62条)		